

令和 7 年度岩手県障害福祉サービス等情報公表実施要綱

1 目的

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等の情報公表に関し必要な事項を定めることにより、情報公表に係る事務を効率的かつ円滑に行うことを目的とする。

2 基準日

令和 7 年 4 月 1 日

3 実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 報告の対象となる事業者等

（1）対象サービス等

ア 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

イ 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

ウ 指定計画相談支援

エ 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

オ 指定障害児相談支援

カ 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

（2）対象事業者

障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項に規定する事業者とする。具体的には、（1）に係る指定障害福祉サービス等を提供する事業者の

うち、次のいずれかに該当する事業者とする。

ア 障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び障害者総合支援法施行規則第 65 条の 9 の 6 並びに児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項及び児童福祉法施行規則第 36 条 30 の 2 の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、基準日より前において知事の指定を受け、指定障害福祉サービス等を提供している事業者（ただし、県内の盛岡市長以外の市町村長から指定を受け、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供する指定特定相談事業者を含む。）

イ 基準日以降、知事の指定を受け、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者（ただし、県内の盛岡市長以外の市町村長から指定を受け、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供する指定特定相談事業者を含む。）

5 事業者ごとの報告の内容及び方法等

（１）報告の内容

ア 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者
別添 1 基本情報及び別添 2 運営情報

イ 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
別添 1 基本情報

（２）報告の方法

原則、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じ知事へ報告するものとする。

なお、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も可とする。

（３）報告の開始

ア 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者
令和 7 年 5 月 1 日

イ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
事業者指定を受けた日

（４）報告の期限

ア 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者
令和 7 年 7 月 31 日

イ 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
事業者指定を受けた日から 1 か月以内

6 障害福祉サービス等情報の公表時期

障害福祉サービス等情報公表の公表時期は、次のとおりとする。

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者
報告後 2 か月以内
- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
報告後 1 か月以内

7 障害福祉サービス等情報の更新の取扱い

原則、報告は年 1 回とする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページ及びメールアドレスについて、修正又は変更のあったときは、その都度、事業者は知事に報告する。

8 苦情等の対応

公表されている情報に関する利用者等からの苦情等の窓口は以下のとおりとする。

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

障がい福祉担当（電話：019-629-5448）

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。